令和２年度　南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）　資料３

■　運営方針

○　判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する「成年後見制度」の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護推進のネットワークづくりを進めます。

○　センター設置初年度である令和２年度においては、まずセンターを広く周知し、成年後見制度についての広報・啓発を進めます。また、制度の利用を必要としている人を支援する体制づくりの一環として、今年度は関係機関とのネットワークの構築を丁寧に行い、一歩一歩センター機能の充実に向けて取り組んでいきます。

≪重点実施項目≫

１．広報・啓発

　　・成年後見制度への理解を深めるため、広報・啓発に取り組みます。

　　・成年後見制度の利用が必要な人が、円滑に利用できるように相談窓口の周知を図ります。

２．相談体制の構築

　・円滑な相談・支援が行えるよう、センターにおける相談体制を整えます。

・関係機関とのネットワークを構築します。

　３．市民後見人支援体制の整備

　４．中核機関設置に向けた協議

■　事業内容

【相談及び利用支援について】

　成年後見制度についての相談窓口を設置し、市民・支援者が相談しやすい体制を整えるとと

もに、相談窓口の周知を図ります。

【広報及び啓発について】

　広報紙等を利用し、市民に対して成年後見制度について広報啓発に努めます。

【市民後見人候補者に関すること】

市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修を実施します。

　市民後見人支援のための仕組みづくりを進めます。

【関係機関等との連携及び調整に関すること】

　一時相談窓口となる関係機関とのネットワークを構築し、顔の見える関係づくりに努めます。

また、中核機関の設置に向けて、京都家庭裁判所・専門職団体等と連携を図り協議を進めて行

　　きます。